

# 投資信託総合取引規定 新旧対照表

高知県信用農業協同組合連合会

投資信託総合取引規定

投資信託総合取引規定

第1条(省略)

第1条(省略)

第2条(投資信託総合取引の利用)

第2条(投資信託総合取引の利用)

お客様は、この規定に基づいて次の各号に掲げる約款・規定にかかる取引のうち当社が定める取引(この規定において「投資信託総合取引」と総称します。)を利用できます。

お客様は、この規定に基づいて次の各号に掲げる約款・規定にかかる取引のうち当社が定める取引(この規定において「投資信託総合取引」と総称します。)を利用できます。

- ① 投資信託受益権振替決済口座管理規定
- ② 外国証券取引口座約款
- ③ 特定口座約款
- ④ 非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款
- ⑤ 投資信託累積投資規定
- ⑥ 「JAの投信つみたてサービス」取扱規定
- ⑦ JAバンク投信ネットサービス利用規定

- ① 投資信託受益権振替決済口座管理規定
- ② 外国証券取引口座約款
- ③ 特定口座約款
- ④ 非課税上場株式等管理および非課税累積投資に(追加)に関する約款
- ⑤ 投資信託累積投資規定
- ⑥ 「JAの投信つみたてサービス」取扱規定
- ⑦ JAバンク投信ネットサービス利用規定

第3条～第5条(省略)

第3条～第5条(省略)

第6条(指定口座の取扱い)

第6条(指定口座の取扱い)

お客様が、投資信託総合取引の申込みをされる場合には、投資信託総合取引にかかる投資信託または外国投資信託の注文代金、手数料、諸費用およびその他の一切の決済については、当社が認める場合を除き、あらかじめ指定された貯金口座(以下「指定口座」といいます。)を通じた引き落としの方法によることとします。

お客様が、投資信託総合取引の申込みをされる場合には、投資信託総合取引にかかる投資信託または外国投資信託の注文代金、手数料、諸費用およびその他の一切の決済については、当社が認める場合を除き、あらかじめ指定された貯金口座(以下「指定口座」といいます。)を通じた引き落としの方法によることとします。

この場合、個人のお客様については、自動引き落としの方法によることとし、指定口座にかかる貯金規定にかかわらず、小切手または貯金払戻請求書および通帳等の提出を不要とします。

この場合、個人のお客様については、自動引き落としの方法によることとし、指定口座にかかる貯金規定にかかわらず、小切手または貯金払戻請求書および通帳等の提出を不要とします。

なお、指定口座は当社におけるお客様名義かつ本人確認済みの普通貯金口座または当座貯金口座とします。指定口座以外からの引き落としを希望される場合は、別途購入申込書による申込みが必要になります。

なお、指定口座は当社(削除)におけるお客様名義かつ本人確認済みの普通貯金口座または当座貯金口座とします。指定口座以外からの引き落としを希望される場合は、別途購入申込書による申込みが必要になります。

2～4(省略)

2～4(省略)

第6条の2(指定口座の管理)

第6条の2(指定口座の管理)

お客様は、第6条の指定口座(その貯金口座が2021年10月1日以降に開設された場合の貯金口座をいいます。以下この条について同じ。)について、未利用口座(普通貯金規定に定める貯金口座をいいます。)として、手数料徴収および解約の対象とならないように管理するものとします。

お客様は、第6条の指定口座(その貯金口座が2021年10月1日以降に開設された場合の貯金口座をいいます。以下この条について同じ。)について、未利用口座(普通貯金規定に定める貯金口座をいいます。)として、手数料徴収および解約の対象とならないように管理するものとします。

2 指定口座が未利用口座となった場合は、お客様は、速やかに未利用口座となる状態を解消するか、未利用口座ではない他の貯金口座を指定口座として新たに指定しなければなりません。

2 指定口座が未利用口座となった場合は、お客様は、速やかに未利用口座となる状態を解消するか、未利用口座ではない他の貯金口座を指定口座として新たに指定しなければなりません。

3 お客様が第2項の手続を取らず、指定口座が同口座の規定に基づいて解約されたことによって生じた損害について、当社は責任を負いません。

3 お客様が前2項の手続を取らず、指定口座が同口座の規定に基づいて解約されたことによって生じた損害について、当社は責任を負いません。

第7条～第13条(省略)

第7条～第13条(省略)

(削除)

2023年4月17日

2024年1月1日

(追加)